

日本 IT ソフトウェア企業年金基金加入申込書

弊社は、日本 IT ソフトウェア企業年金基金 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第1年金} \\ \text{第2年金} \end{array} \right\}$ に 年 月 日付で加入することを決定しました。

(注) 第1年金・第2年金のいずれかまたは両方を○で囲んでください。

1. 予定加入者数 名

2. 共通事項

(1) 加入者の範囲

○印	範囲区分	選択肢					
○	① 全員加入	厚生年金保険の被保険者全員					
○	② 加入対象者を限定 (確認資料を同時にご提出ください)	○印	加入対象職種名	確認資料名	○印	加入対象職種名	確認資料名
			法人税法上の役員	—			
			社員				
			契約社員				
			嘱託社員				

(注) 労働条件の相違する職種等の単位で加入対象者を限定する場合は、「就業規則等*」を提出してください。

* 就業規則等とは、就業規則、役職規程、雇用契約書これらに準ずるもの。

(2) 加入可能年齢等の上限

○印	選択肢
○	65 歳
○	70 歳

(3) 産前産後休業・育児休業(以下、「育児休業等」)により休業する期間中の標準掛金について

○印	選択肢
○	育児休業等の期間中の標準掛金を納付する
○	育児休業等の期間中の標準掛金を納付しない

3. 第2年金の掛金について

○印	選択コース	概要	口数
○	① 定額コース(1口~30口) 1口=1,000 円	加入者全員一律の口数を設定	□
○	② 変額コース(1口~30口) 1口=1,000 円	「職位」「資格」「等級」等に応じて口数を設定	□

* 口数は下記<別表>へ

<別表> (変額コース)

	月額掛金(千円)		月額掛金(千円)

区分内容	確認資料名
(例 基本給)	(例 給与規程)

(注) 変額コースの場合は、職位、資格、等級等を規定している「諸規程*」を提出してください。

* 給与規程、資格規程、等級規程、役員規程など

年 月 日

事業所番号

事業所所在地 干

(注) 基金未加入の場合は
健保記号を記入

事業所名

代表者名

年 月 日

日本ITソフトウェア企業年金基金
理事長 殿

住 所

事業所名

事業主名

事業主の同意について

確定給付企業年金法第78条第1項の規定に基づき、下記事業所を日本ITソフトウェア企業年金基金の実施事業所として追加することについて、同意します。

記

厚生年金適用事業所の名称	厚生年金適用事業所の所在地

以 上

年 月 日

日本ITソフトウェア企業年金基金
理事長 殿

(実施事業所名)

被保険者代表
(自署)

同意書

確定給付企業年金法第78条第1項の規定に基づき、下記事業所を日本ITソフトウェア企業年金基金の実施事業所として追加することについて、同意します。

記

厚生年金適用事業所の名称	厚生年金適用事業所の所在地

以上

証 明 書

下記の者が当確定給付企業年金実施事業所の被用者年金被保険者等の過半数を代表する者として正当に選出された者であることを証明します。

記

1. 所 属

2. 役 職

3. 氏 名

4. 住 所

5. 選出方法 選出方法:

選出が行われた日時(期間): 年 月 日

選出の経過(結果):

以 上

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

日本ITソフトウェア企業年金基金
理事長 殿

実施事業所名

事業主名

住 所

年 月 日

日本ITソフトウェア企業年金基金
理事長 殿

住 所

事業所名称

事業主名

誓 約 書

当社は、日本ITソフトウェア企業年金基金に加入するにあたり、貴企業年金基金の「規約、規程、その他定めるもの」について、順守することを誓約いたします。

なお、貴企業年金基金に加入後、当社が「規約・規程・その他定めるもの」に違反した場合は、貴企業年金基金の理事会、または代議員会の決定に従い、貴企業年金基金に対し、一切の異議の申し立てはいたしません。

【その他の提出書類】

1. 厚生年金適用事業所および厚生年金適用事業所の事業主であることがわかる書類

「保険料納入告知額・領収済額通知書」(口座振替用)または

「納入告知書 納付書・領収証書」(窓口収納用)の写し

実施事業所単位でのご提出をお願いします。

2. 就業規則等確認書類

(1) 加入対象者を限定する場合

- ・加入対象とする職種を規定する書類(就業規則等)
- ・加入対象外とする職種の雇用契約書、労働条件通知書等のひな形

(2) 変額コースの場合

- ・口数が変わる条件に事業所内の規程を引用する場合は当該規程
※役職や事業所所定の基本給等を条件とする場合はそれらを規定する規程の添付が必要です。